

社会福祉法人彰仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人彰仁会(以下「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、規定をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成29年6月13日(定時評議員会の議決日)から施行する。